

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 6 2
提出年月日	2 0 2 2 年 1 1 月 2 日

女川原子力発電所 2 号炉

所長、原子炉主任技術者への報告等の
行為について

2 0 2 2 年 1 1 月
東北電力株式会社

所長、原子炉主任技術者への報告等の行為について

1. 発電用原子炉主任技術者、所長への報告等について

発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）及び所長への報告等の保安規定上の行為については、添付のとおり各条に定められており、原子炉主任技術者、所長を区分して整理すると下表のとおりとなる。

区分	確認	報告	連絡	承認
原子炉主任 技術者	○	○	○	—
所長	—	○	○	○

ここで、原子炉主任技術者及び所長への各行為並びに原子炉主任技術者及び所長の行為内容は、以下のとおりとなる。

(1) 原子炉主任技術者への各行為内容について

項目	内容	保安規定の記載の例
①確認	<u>確認する</u> 原子炉主任技術者の確認を得ていなければ当該決定ができない手続きとするか又は当該決定を差し戻す権限が原子炉主任技術者に付与されていることが必要であることから規定されているもの。（安全上重要な制限値の設定、教育・訓練、SA設備の代替措置等）	第23条（制御棒の操作） 2. (1) 原子燃料課長は、原子炉の状態が運転および起動で、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の <u>確認</u> を得て発電管理課長に通知する。
②報告	<u>報告する</u> 原子力部長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。（運転上の制限を満足していないと判断した場合等）	第9条（原子炉主任技術者の職務等） (5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に <u>報告</u> する。
	<u>報告を受ける</u> 保安の監督の責務を十分に（不足なく）果たすため、発電所の保安に関する情報を会議体への出席や検査等への立会等を通じて自ら入手するほか、発電所組織は、原子炉主任技術者が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。（教育・訓練の結果、事象発生後の原子炉施設の点検結果等）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉）） 3. (2) e. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に <u>報告</u> すること

項目	内容	保安規定の記載の例
③連絡	<p><u>連絡を受ける</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等)</p>	<p>第17条（火災発生時の体制の整備）</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に<u>連絡</u>するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

(2) 所長への各行為内容について

項目	内容	保安規定の記載の例
①報告	<p><u>報告する</u> 原子力部長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(トラブル等の報告等)</p>	<p>第120条（報告）</p> <p>2. 所長および原子炉主任技術者は、前項に定める事項が発生した場合、「故障・トラブル時等の対応手順書」(不在時および休日・夜間における報告方法を含む。)に基づき、原子力部長に<u>報告</u>する。</p>
	<p><u>報告を受ける</u> 所長の責務を十分に(不足なく)果たすため、所長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練の結果、事象発生後の原子炉施設の点検結果等)</p>	<p>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))</p> <p>3. (2) e. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に<u>報告</u>すること</p>

項目	内容	保安規定の記載の例
②連絡	<u>連絡する</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等)	第112条（通報） 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第110条に定める経路にしたがって、社内および社外関係機関に <u>連絡</u> または通報する。
	<u>連絡を受ける</u> 同上。	第17条（火災発生時の体制の整備） 4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に <u>連絡</u> するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。
③承認	<u>承認する</u> 発電所の保安活動の最高責任者である所長の計画等の決定に係る行為として規定されているもの。 (安全上重要な制限値の設定、教育・訓練等)	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉）） 3. (2) d. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の <u>承認</u> を得ること

2.まとめ

原子炉主任技術者及び所長への各行為並びに原子炉主任技術者及び所長の行為内容について整理を実施した。保安規定の各条文においては、この整理に基づき、適切に規定されている。

以上

保安規定の各条文における原子炉主任技術者及び所長への各行為の確認結果

	女川原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉主任技術者	所長
(原子炉主任技術者の職務等)				
第9条	原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する（所長を含む。以下、本条において同じ。） (2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。 (6) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。			
	2. 原子炉主任技術者は、重大事故等発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことと任務とする。			
	3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。			
(運転員等の確保)				
第12条	5. 発電管理課長は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。 6. 発電管理課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 8. 防災課長は、第17条の7第3項（2）の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。 9. 防災課長は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。	発電管理課長	確認する	承認する
		発電管理課長	確認する	承認する
		防災課長	確認する	承認する
		防災課長	確認する	承認する
(火災発生時の体制の整備)				
第17条	2号炉について、防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） 4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 6. 3号炉について、各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 7. 3号炉について、各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設 ^{※4} の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	防災課長	—	承認する
		発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
		各課長	報告を受ける	報告を受ける
		各課長	報告を受ける	報告を受ける
(内部溢水発生時の体制の整備（2号炉）)				
第17条の2	2号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） 4. 2号炉について、発電課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	防災課長	—	承認する
		発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
(火山影響等発生時の体制の整備（2号炉）)				
第17条の3	2号炉について、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） 5. 2号炉について、発電課長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	防災課長	—	承認する
		発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
(その他自然災害発生時等の体制の整備)				
第17条の4	2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） 4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測 ^{※2} された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。	防災課長	—	承認する
		発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
		各課長	報告を受ける	報告を受ける
		発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
(有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉）)				
第17条の5	4. 2号炉について、発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける
(重大事故等発生時の体制の整備（2号炉）)				
第17条の7	3. 2号炉について、防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） (2) 重大事故等に対する要員に対する教育訓練に関する次の事項 d. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること e. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること	防災課長	—	承認する
		防災課長	確認する	承認する
		防災課長	報告を受ける	報告を受ける
(大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉）)				
第17条の8	2号炉について、防災課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。（後略） (2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項 d. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること e. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること	防災課長	—	承認する
		防災課長	確認する	承認する
		防災課長	報告を受ける	報告を受ける

	女川原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉 主任技術者	所長
電源機能等喪失時の体制の整備（3号炉）				
第17条の9	3号炉について、防災課長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合ならびに使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。	防災課長	—	承認する
(制御棒の操作)				
第23条	2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉の状態が運転および起動で、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て発電管理課長に通知する。	原子燃料 課長	確認する	—
(原子炉停止時冷却系その2)				
第35条	原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系※1は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の場合は除く。 表35-1 運転上の制限 (1) 1系列が運転中であることおよび原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで※3、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること ※3：原子燃料課長は、あらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、発電管理課長に通知する。	原子燃料 課長	確認する	—
(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)				
第37条	2. 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27°C以内および原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度※1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80°C以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。 (1) 原子炉課長は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の閏連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て発電管理課長に通知する。	原子炉 課長	確認する	承認する
(重大事故等対処設備（2号炉）)				
第66条	要求される措置 発電課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	発電課長 または 防災課長	確認する	—
(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)				
第70条	2. 複数の制御棒の引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て発電管理課長に通知する。	原子燃料 課長	確認する	—
(運転上の制限を満足しない場合)				
第74条	4. 各課長は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は所長および原子炉主任技術者に報告する。 6. 各課長は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。 7. 各課長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。	各課長	報告を受ける	報告を受ける
(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)				
第75条	2. 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※1を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 3. 各課長は、表75で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※2を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。	各課長	確認する	—
(異常発生時の基本的な対応)				
第77条	3. 各課長は、第1項または第2項について次に示す必要な措置を講じる。 (1) 発電管理課長は、所長および原子炉主任技術者に連絡するとともに、関係課長に連絡する。発電管理課長を含む各課長は、原子炉施設の異常の原因調査および対応措置を実施する。 (2) 発電管理課長を含む各課長は、原子炉施設の異常の原因および対応措置を所長および原子炉主任技術者に報告するとともに関係課長に連絡する。	発電管理 課長	連絡を受ける	連絡を受ける
(異常時の措置)				
第78条	4. 発電課長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。	発電課長	確認する	—
(異常収束後の措置)				
第79条	2. 発電管理課長は、第77条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	発電管理 課長	確認する	承認する
(新燃料の運搬)				
第80条	7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子燃料 課長	—	承認する
(燃料取替実施計画)				
第83条	原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、原子炉部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。	原子燃料 課長	確認する	承認する
(使用済燃料の運搬)				
第86条の2	9. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子燃料 課長	—	承認する

	女川原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉 主任技術者	所長
(放射性固体廃棄物の管理)				
第8条	8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。	輸送・固体廃棄物 管理課長	—	承認する
	9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。	輸送・固体廃棄物 管理課長	—	承認する
(管理区域の設定および解除)				
第9条	5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	放射線管 理課長	確認する	承認する
	7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	放射線管 理課長	確認する	承認する
(管理区域への出入り管理)				
第9条	放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。	放射線管 理課長	—	承認する
(発電所外への運搬)				
第105条	各課長は、核燃料物質等（第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	各課長	—	承認する
(協力企業の放射線防護)				
第106条	放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。	放射線管 理課長	—	承認する
(原子力防災組織)				
第108条	防災課長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災課長	—	承認する
(原子力防災組織の要員)				
第108条 の2	防災課長は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災課長	—	承認する
(緊急作業従事者の選定)				
第108条 の3	防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。	防災課長	—	承認する
(原子力防災資機材の整備)				
第109条	各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。	各課長	—	承認する
(通報経路)				
第110条	防災課長は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災課長	—	承認する
(緊急時演習)				
第111条	防災課長は、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。	防災課長	—	報告を受ける
(通報)				
第112条	発電課長等は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合は、第110条に定める経路にしたがって、所長に報告する。 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第110条に定める経路にしたがって、社内および社外関係機関に連絡または通報する。	発電課長 等	—	報告を受ける
(緊急体制の発令)				
第113条	所長は、警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、緊急体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。	—	—	報告する
(所員への保安教育)				
第117条	原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。 (1) 技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 (3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	技術課長	確認する	承認する
(協力企業従業員への保安教育)				
第118条	3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 4. 原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を協力会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関する者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 5. 各課長は、火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力企業が行う場合、当該業務に従事する従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災発生時の措置に関する事、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 6. 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	各課長	確認する	承認する
(報告)				
第120条	各課長は、次に定める事項について直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 2. 所長および原子炉主任技術者は、前項に定める事項が発生した場合、「故障・トラブル時等の対応手順書」（不在時および休日・夜間における報告方法を含む。）に基づき、原子力部長に報告する。	各課長	報告を受ける	報告する

	女川原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉 主任技術者	所長
(添付1-2)				
1. 火災	<p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 5 手順書の整備 (2) 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>s. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>t. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
2. 内部溢水	<p>防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>e. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
3. 火山影響等、積雪	<p>防災課長は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 4 手順書の整備 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
4. 地震	<p>防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認 各課長は、地下水位が設計用地下水位を超えたおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
5. 津波	<p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 4 手順書の整備 (1) 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>d. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
6. 竜巻	<p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 4 手順書の整備 防災課長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所敷地内に竜巒が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、竜巒の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	防災課長	—	承認する
7. 有毒ガス	<p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	発電管理課長	連絡を受ける	連絡を受ける

	女川原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉 主任技術者	所長
(添付1-3)				
1. 重大事故等対策	<p>1. 重大事故等対策</p> <p>(2) 原子力部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に定める。</p> <p>e. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>(f) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、速やかに緊急体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>c. 成立性の確認訓練</p> <p>発電管理課長および防災課長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。(後略)</p> <p>(b) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>i. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下（b）において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(ii) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ii. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(i) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(ii) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(iii) (ii) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(v) (iv) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	防災課長	確認する	承認する
2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項				
2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備				
(2) 対応要員への教育訓練の実施				
	c. 技術的能力の確認訓練	防災課長	確認する	承認する
	防災課長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。			